

# 令和8年度東北町農林水産業経営基盤強化推進事業

～ 追加要望調査を開始します ～

要望調査期間：令和8年6月4日（木）～6月19日（金）まで

令和8年度東北町農林水産業経営基盤強化推進事業は、農林水産業において経営基盤強化のために導入する機械や資材の導入を支援する対策です。



令和8年6月

東北町 農林水産課 問い合わせ先 ☎ 0176-56-4384

# 1. はじめに（事業の概要等）

## （1）事業タイプと概要

事業タイプは以下の3つになります。

### ① 農林水産業経営継続支援事業

物価高騰により、大きな影響を受けている農林水産業者が、経営基盤強化のために導入する機械または資材に対し支援するもの。

⇒詳細については2ページから

### ② スマート農業関連支援事業

省力化及び作業能率により農業経営基盤強化を図るために、スマート農業機械等を取得または導入する農業者に対し支援するもの

⇒詳細については4ページから

### ③ パイプハウス造成支援事業

主食用米から非主食用米への転換、耕作放棄地防止のためや施設園芸作物で新たにパイプハウスを造成する場合に支援を行います。

⇒詳細については6ページから

# ① 農林水産業経営継続支援事業

## (1) 事業実施主体

事業実施主体は、原則、次の条件をすべて満たす者が対象となります。

- ① 東北町に住所を有している
- ② 農業者については原則、販売農家、水産業者については、原則漁業協同組合の正組合員である者。
- ③ 今年度の1次募集で採択されていない者

## (2) 対象事業内容等

支援対象となる事業内容は、事業実施主体が省力化又は作業効率向上のために農林水産業用機械又は資材を導入する取り組みです。

※ 導入する機械等は、次に掲げる基準を満たす必要があります。

- ・ 機械導入の場合、原則新品であること。（ただし、中古の機械等の場合でも耐用年数が2年以上残存していることがわかる場合は可とする。）
- ・ 機械導入の場合、単純更新ではないこと。
- ・ 機械導入の場合、購入価格が30万円以上であること。
- ・ 資材導入の場合、購入価格が10万円以上であること。

# ① 農林水産業経営継続支援事業

## (3) 配分上限額等

本事業の補助率等は次のとおりです。

事業種目	補助率	上限額	
		新規申請者	継続申請者 ※
①機械導入	1 / 3 以内	50万円	40万円
②資材導入	1 / 3 以内	30万円	20万円

※ 継続申請者とは、直近3ヶ年以内に本事業を利用したことがある方。

※ ①と②を同時に行う場合は上限額は50万円（継続申請者は上限額40万円）

## (4) 申請書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。

- ① 追加要望調査票
- ② 令和7年分の確定申告書又は決算書※
- ③ 導入希望機械等の見積書及びカタログ（1社分）

※ 要望調査時点で令和7年分の確定申告書等がない場合は、令和6年分でも受付します。  
ただし、交付申請時に令和7年分の確定申告書等の提出が必要になります。

## ② スマート農業関連支援事業

### (1) 事業実施主体

事業実施主体は、原則、次の条件をすべて満たす者が対象となります。

- ① 東北町に住所を有していること
- ② 販売農家であること
- ③ 認定農業者、認定新規就農者、地域計画に位置付けられた者又は位置づけられることが確実である者
- ④ 今年度の1次募集で採択されていない者

### (2) 対象事業内容等

補助対象となる事業内容は、省力化及び作業能率向上を図るため事業実施主体が耕作面積の拡大による地域の耕作放棄地拡大防止の取組及び労働時間削減の取組を行うためのスマート農業機械の導入または農業用マルチローターの資格取得です。

※ 導入する機械等は、次に掲げる基準を満たす必要があります。

- ・ スマート農業機械は、自動操舵トラクタ、農業用マルチローターが対象
- ・ 機械導入の場合、事業費が整備内容ごとに**30万円以上**であること。
- ・ 機械導入の場合、原則新品であること。
- ・ 操縦者育成（資格取得）の場合、1経営体当たりの最大の対象は2名までとする。

## ② スマート農業関連支援事業

### (3) 配分上限額

本事業の補助率等は次のとおりです。

事業種目	補助率	上限額
①機械導入	1 / 3 以内	1 0 0 万円
②操縦者育成	1 / 2 以内	1 0 万円

※ ①と②を同時に行う場合は上限額は**1 0 0 万円**

### (4) 申請書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。

- ① 追加要望調査票
- ② 令和7年分の確定申告書又は決算書※
- ③ 導入希望機械等の見積書及びカタログ（1社分）

※ 要望調査時点で令和7年分の確定申告書等がない場合は、令和6年分でも受付します。  
ただし、交付申請時に令和7年分の確定申告書等の提出が必要になります。

## ③ パイプハウス造成支援事業

### (1) 事業実施主体

事業実施主体は、原則、次の条件をすべて満たす者が対象となります。

- ① 東北町に住所を有していること
- ② 販売農家であること
- ③ 今年度の1次募集で採択されていない者

### (2) 対象事業内容等

補助対象となる事業内容は、水稲育苗用ハウスの場合は、目標年度（令和10年度）までに①主食用米から非主食用米へ転換、②作付面積の拡大、または③省力化設備（自動灌水装置など）を合わせて導入のいずれかを達成することが条件となります。

水稲以外の作物に使用する場合は、目標年度までに対象作物の作付面積を拡大すること。  
施設園芸作物用のパイプハウス場合も対象となります。

※ 造成するパイプハウスは、次に掲げる基準を満たす必要があります。

- ・ 補助対象経費となるのは、パイプハウスの材料費のみ（施工費用は除く。）。
- ・ 新たに造成したパイプハウスは、園芸施設共済等、気象災害等による災害に備えた措置がなされること。
- ・ 原則、新品の材料を使用したもの。

## ③ パイプハウス造成支援事業

### (3) 配分上限額

本事業の補助率等は次のとおりです。

補助率 1 / 3 以内 上限額 30万円(1事業主体あたり)

### (4) 申請書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。

- ① 追加要望調査票
- ② 令和7年分の確定申告書又は決算書※
- ③ 見積書（1社分）
- ④ パイプハウスの設計図等（形状や大きさのわかるもの）

※ 要望調査時点で令和7年分の確定申告書等がない場合は、令和6年分でも受付します。  
ただし、交付申請時に令和7年分の確定申告書等の提出が必要になります。

## 2. その他

### ●留意事項

- ・令和8年度中に申請機械等の納品・支払いを完了する必要があります。
- ・今回の調査で提出があった案件について、**事業の実施**や**補助金の交付を確約するものではありません**。また、予算額を超過した場合は、申請者数等に応じて**補助金額の減額**もしくは、**抽選を実施**します。
- ・町税等に滞納がないこと。

### ●今後の予定スケジュール

- ① 6月19日まで 事業実施主体が町へ要望調査票を提出
- ② 6月下旬～7月中旬 事業実施主体が町へ申請書を提出
- ③ 7月中旬 町による審査、助成対象者の決定
- ④ 7月下旬以降 事業の開始（メーカーと契約等）  
(注意) 交付決定前の契約等はできません。
- ⑤ 年度内までに
  - ・ 事業完了届の提出（納品等）、町による検査
  - ・ 検査合格後、代金の支払い
  - ・ 実績報告書の提出
  - ・ 町による補助金の支払い
  - ・ 状況報告書の提出